

(貨物船 MING GUANG 沈没事故

青森県^{あじがさわ}鱒ヶ沢町鱒ヶ沢港北西方沖 2014. 12. 26 発生)

本事故は、MING GUANGが、右舷船首方より波を受けて航行中、‘上甲板上のハッチカバー、通風機、空気抜き管などの破口、マンホールの蓋及び出入口の隙間等’（以下「上甲板上の破口等」という。）から浸水したため、発生したものと考えられる。

MING GUANGが上甲板上の破口等から浸水したのは、乗組員が、定期的に上甲板上の破口等の点検を行うなど風雨密保持の確認を行っておらず、風雨密が保持されていなかったことによるものと考えられる。

HK SAFE BLESSING SHIPPING LTD. は、乗組員の配乗及び教育を適切に行うなどMING GUANGの安全管理を適切に行っておらず、また、MING GUANGが、1966年の満載喫水線に関する国際条約に基づく満載喫水線を超過した状態で航行したものと考えられる。

一等航海士がイマーシヨンスーツを着用して脱出し、二等航海士及び生存した甲板手が着用したイマーシヨンスーツ内への海水の流入を防止できていれば、一等航海士及び二等航海士が生存でき、生存した甲板手が低体温症を負わなかった可能性があると考えられる。

このため、運輸安全委員会は、本事故の調査結果を踏まえ、同種事故の再発防止及び被害の軽減を図るため、次のとおり、MING GUANGの船舶管理会社であるHK SAFE BLESSING SHIPPING LTD. 及び旗国であるカンボジア王国当局に対し勧告する。

HK SAFE BLESSING SHIPPING LTD. は、管理船舶に適法で有効な海技免状を有する乗組員を配乗し、乗組員の教育を適切に行うなど船舶の安全管理を徹底し、乗組員に対し、次の事項を行うように指導すべきである。

- (1) 乗組員は、上甲板上の風雨密閉鎖装置等の健全性及び閉鎖状況を定期的に確認して風雨密を保持すること。
- (2) 船長は、1966年の満載喫水線に関する国際条約を遵守し、乾舷を十分確保すること。
- (3) 乗組員は、イマーシヨンスーツ着用時に海水が流入する可能性があることを認識し、定期的にイマーシヨンスーツの保管状態の点検及び着用の訓練を行って適切に着用すること。

カンボジア王国当局は、自国籍船舶が最小安全配員証書に記載された適法で有効な海技免状を有する人員を配置するなどの船舶の安全管理が適切に行われ、上記(1)～(3)が徹底されるよう船舶管理会社及び認定代行機関を指導すべきである。